

飯塚市 IT 導入等応援補助金交付要綱に係る学生の雇用に関して、以下のとおり基準を定める。

#### 1. 学生

以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市外の大学、短期大学及び高等専修学校に通う学生
- (2) 市内の大学、短期大学及び高等専修学校に通う学生であって、市内に居住する者

#### 2. 雇用

以下のいずれにも該当することとする。

- (1) 学生 1 名以上を新規雇用すること。
- (2) 当該補助事業に係る補助対象経費に 10% を乗じた金額、又は、20 万円のいずれか低い金額を超える賃金（人件費）を雇用した学生に対し支払うこと。
- (3) 当該補助事業に伴う新事業等に伴い、アルバイトの雇用を増加する場合にあっては、3 か月を超える雇用であること。

#### 3. 書類

- (1) 学生を雇用しようとする者は、交付申請の添付書類として学生雇用計画書を提出しなければならない。
- (2) 学生を雇用した者は、実績報告において学生雇用状況報告書に以下の書類を添付し提出しなければならない。
  - ① 学生証の写し
  - ② 雇用したことが分かる書類（雇用計画書の写し、賃金台帳、領収書など）

#### 4. その他

この基準は令和 3 年 4 月 1 日より施行するものとする。